

平成 29 年 1 月 26 日

## 福岡 BRT システム検討会議（第 3 回）

### ■ 議題

- ① 本会議について
- ② バス路線の再編・効率化について
- ③ BRT 専用走行空間のあり方について
- ④ その他について

<メモ>

### ■ 福岡 BRT システム検討会議 出席者名簿

区分	氏名	所属・役職
	辰巳 浩	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
	松永 千晶	九州大学 工学部 地球環境工学科 助教
	小野 哲也	西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部 副本部長兼計画部長
	渡辺 満生	西日本鉄道株式会社 まちづくり・交通企画部長
	竹廣 喜一郎	福岡市 道路下水道局 計画部長
	柴田 淳司	福岡市 交通局 総務部長 (代理) 経営企画課長 大園 喜代香
オブザーバー	坂田 昭彦	福岡県 警察本部 交通部 交通規制課長 (代理) 交通規制課次席 田中 孝之 (代理) 都市交通対策担当補佐 宮崎 賢次郎
オブザーバー	家邊 健吾	国土交通省 九州運輸局 自動車交通部長
事務局長	町田 一彦	福岡市 住宅都市局 都心創生部長
事務局次長	名古屋 泰之	福岡市 住宅都市局 都市計画部長
事務局		住宅都市局 都心創生部 都心交通課

#### 【事務局】

福岡市住宅都市局都心創生部都心交通課 松岡, 吉武  
電話 : 092-733-5405

## 情報公開について

福岡BRTシステム検討会議設置要綱第5条により、本日開催の会議は原則公開となっているが、以下のとおり非公開で運営する。

### 1. 会議の公開（傍聴の可否）

協議の内容が、交通事業者・関係行政の今後取り組む施策について協議検討を行うものであることから、公開にすることにより、市民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれ、また、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする（情報公開条例7条4号に該当）。

### 2. 会議資料の公開

会議資料の公開については、情報公開条例の非公開情報に該当する部分を除き、公開する場合がある。また、議事録についても、情報公開条例の非公開情報に該当する部分を除き、各委員に事前に確認の上、公開する場合がある。

《福岡市情報公開条例第7条（非公開情報）》

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

<(1)～(3) 略>

(4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、**公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの**

<(5) 略>

<ア～エ 略>

※外部からの情報公開に関するお問い合わせについては、事務局で対応しますのでお知らせください。

福岡BRTシステム検討会議 事務局  
(住宅都市局\_都心創生部\_都心交通課)  
担当：松岡、吉武  
連絡先：092-733-5405

福岡BRTシステム検討会議 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「福岡BRTシステム検討会議（以下、「検討会議」という。）」と称する。

(目的)

第2条 都心部においては、「都心循環BRT」をはじめとして、「BRT専用走行空間」、「地下鉄などとの乗り継ぎ利便性向上」、「都心周辺部駐車場」、さらに「バス運行の効率化」などに総合的に取り組み、自動車交通の削減・抑制や公共交通への利用転換を目指しているため、具体的な施策について、専門的な見地などから意見交換、助言を行うことを目的とする。

(組織及び委員)

第3条 検討会議は、学識経験者、西日本鉄道株式会社、交通管理者（オブザーバー）、九州運輸局（オブザーバー）、福岡市の委員を基本として構成する。

ただし、必要に応じ、委員を追加する。

2. 委員の任期は、検討会議が設置された日から第2条の目的を達成する日までとする。

(検討会議)

第4条 検討会議は、事務局が招集し、会議の進行にあたる。

(検討会議の公開)

第5条 検討会議は公開とする。ただし、検討会議が「福岡市情報公開条例」第7条各号に該当するときは、非公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員は、検討会議で非公開となった内容について、守秘義務を負うものとする。

(事務局)

第7条 検討会議の事務局は、福岡市住宅都市局都心創生部都心交通課に置く。また、事務局を統括するため事務局長を福岡市住宅都市局都心創生部長の職をあてる。また、事務局次長を福岡市住宅都市局都市計画部長の職をあてる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、事務局が各委員と協議の上、定める。

附則

この要綱は平成27年12月28日から施行する。

この要綱は平成28年6月7日から施行する。

・委員（平成28年6月7日時点）

所属	役職	備考
福岡大学工学部社会デザイン工学科	教授	
九州大学工学部地球環境工学科	助教	
西日本鉄道(株)自動車事業本部	計画部長	
西日本鉄道(株)まちづくり・交通企画部	部長	
福岡市道路下水道局	計画部長	
福岡市交通局	総務部長	
福岡県警察本部交通部	交通規制課長	オブザーバー
国土交通省九州運輸局	自動車交通部長	オブザーバー
福岡市住宅都市局	都心創生部長	事務局長
福岡市住宅都市局	都市計画部長	事務局次長

## 福岡 BRT システム検討会議（第1回）議事要旨

日時：平成27年12月28日（月）13:20～14:30  
場所：福岡市役所 15階 1505会議室

### ■議題

#### ①本会議について

別紙1のとおり承認

#### ②都心部における交通対策の考え方について

- ・都心部における交通対策については、「都心循環 BRT」をはじめとして、「専用走行空間」「地下鉄などの乗り継ぎ利便性向上」、「都心周辺部駐車場」、さらに「バス運行の効率化」などに総合的に取り組み、自動車交通の削減・抑制や公共交通への利用転換促進を目指す必要がある。
- ・本会議においては、特に「BRT 専用走行空間」、「バス運行の効率化」についてワーキングを設置し、その方向性を検討する。
- ・都心周辺部駐車場については、都心循環 BRT やバス運行の効率化に関わる重要な施策であるため、BRT と連携してしっかりと検討する必要がある。

#### ③BRT 専用走行空間について

- ・専用走行空間の検討については、他の交通への影響や、その効果をしっかりと検証する必要がある。
- ・第1車線を走行するパターンと中央車線を走行するパターンについては、メリット・デメリットを整理する。
- ・現状の規制状況も踏まえ、専用走行空間の段階的な導入も検討する。

#### ④バス運行の効率化に向けて

- ・総合交通体系の考え方が重要であり、乗り継ぎ利便性向上の検討も必要である。
- ・都心部のバスの定時性を向上させることで、バス運行の効率化も促進される。

## 福岡 BRT システム検討会議（第2回）議事要旨

日時：平成28年6月7日（火）14:00～15:45  
場所：福岡市役所 9階 特別会議室2

### ■議題

#### ①本会議について

別紙1のとおり承認

#### ②BRT 専用走行空間の検討状況について

- ・専用走行空間の比較に関する評価については、BRTの速達性・定時性の確保の視点はもちろんのこと、交通の安全面と円滑面の視点が重要である。
- ・他車線・他交通への影響に関しては、現状の道路の渋滞状況を踏まえ、専用走行空間を導入したことにより道路混雑を悪化させないための自動車交通の削減・抑制などの施策が必要である。
- ・BRT専用走行空間の活用に関しては、BRTの定時性・速達性を阻害しない範囲で、高速バスや快速バスなどの走行も検討する。

#### ③バス運行の効率化に向けて

- ・車線が制限される一般車線の交通混雑緩和に向け、連節バス導入及び専用走行空間確保に合わせた運行効率化を検討していく必要がある。
- ・運行効率化においては、利用者に不便をかけない視点が重要である。

#### ④その他

- ・専用走行空間確保、運行効率化、自動車交通の削減・抑制については、戦略的・段階的な導入計画を検討すべきである。